

## 貸金庫使用規定（全自動式）

### （格納品の範囲）

第1条 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- （1） 預貯金通帳・証書、有価証券、契約証書、登記識別情報通知書（権利証）  
その他の重要書類
  - （2） 貴金属、宝石その他の貴重品
  - （3） 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- 2 当組合は前項各号に掲げるものについても、相当の理由（形状・重量等）があるときは格納をお断りすることがあります。

### （契約期間）

第2条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当組合から解約の申出をしないかぎり、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### （使用料）

第3条 貸金庫の使用料は、当組合所定の金額1年分を前払いするものとし、毎年4月の当組合所定の日に、借主が指定した貯金口座から、自動引落しのうえ受入れするものとします。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

- 2 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 3 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

### （鍵・カードの発行及び保管）

第4条 借主には、開庫に伴う「専用カード」（以下、カードという）と貸金庫に付属する正・副鍵のうち正鍵を発行します。

- 2 借主が貸金庫の開閉を行う代理人を届出た場合は、借主に代理人カードを発行します。
- 3 第1項の貸金庫に付属する正鍵及び前2項のカードは、借主が保管し、副鍵は当組合立会いのうえ、借主が届出印により封印し当組合が保管します。
- 4 借主は正鍵・カードについて、自身の責任のもと大切に使用・保管してください。

### （成年後見人等の届出）

第5条 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

- 2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意

後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当組合に届出てください。

- 3 すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に、当組合に届出てください。
- 4 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に、直ちに書面によって当組合に届出てください。
- 5 前4項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(代理人・保証人)

第6条 借主は貸金庫の開閉に伴う、代理人を選定することができます。但し、代理人の行う行為については、借主に帰属するものとします。第8条1項で代理人の変更があったときも同様とします。

- 2 保証人は、この契約から生ずるすべての責務について借主と連帯して履行の責めを負うものとします。またこの契約が継続された場合も同様とします。

(貸金庫の開閉等)

第7条 貸金庫の開閉にあたっては、貸金庫ブースへの入室及び貸金庫開閉に伴う操作機には自身のカードを用い、格納品の出し入れには正鍵を使用して行ってください。

(鍵・カードの紛失時等の取扱い)

第8条 正鍵やカードを失ったり毀損した場合、磁気の破損等によりカードの使用ができない場合は、直ちに当組合所定の手続きによって契約店に届出てください。なお、開庫が可能になるまで相当の日時を要することがあります。

この場合、手続きを行うに際し保証人を求めることがあります。

また、この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- 2 正鍵・カードを失った場合または毀損した場合は、所定の手数料または実費を支払っていただきます。なお、当組合が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(届出事項の変更等)

第9条 印章を失ったとき、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって契約店に届出てください。また、カードの暗証番号を変更する場合も同様とします。

この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- 2 届出のあった名称、住所にあてて当組合が通知または送付書類を発送した場合には延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(暗証番号等)

第10条 当組合が発行したカードと届出の暗証番号により貸金庫の開庫が行われたとき

は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- 2 開庫に際し、本人の暗証番号の失念等がある場合は、所定の手続きをしたうえ、対応するものとします。

#### (損害の負担等)

第11条 災害、事変その他の不可抗力の事由または当組合の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

- 2 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当組合は責任を負いません。
- 3 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

#### (解約等)

第12条 この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カード及び届出の印章を持参し、当組合所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵及びカードを失ったまま解約するときは、この条のほか第7条に準じて取扱います。

- 2 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約を更新されないときも同様とします。
  - (1) 借主が使用料を支払わないとき
  - (2) 借主が行方不明のとき
  - (3) 借主について相続の開始があったとき
  - (4) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当組合もしくは第三者に損害を与え、またはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - (5) 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - (6) 借主または代理人がこの規定に違反したとき
- 3 この貸金庫は、次の第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当組合から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
  - A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業
  - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
- 4 前2項の明渡しが遅延したときは、解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、当該費用に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払いください。なお当組合はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- 5 第1項または第2項の明渡し1か月（相続による場合は3か月）以上遅延したときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または、処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当組合は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- 6 使用料及び前記3項の使用料相当額、その他借主が負担すべき費用が支払われないうときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当組合からの請求がありしだい支払っていただきます。

#### （相続の開始）

第13条 借主が死亡したときは、直ちに届出てください。

- 2 借主の死亡を知った場合は、当組合所定の開庫停止処置を行います。但し、相続人全員の同意があった場合は、開庫できるものとします。

(貸金庫の修繕、移転等)

第14条 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当組合が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(緊急処置)

第15条 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当組合は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(譲渡、転貸等の禁止)

第16条 貸金庫の使用権ならびに正鍵・カードは譲渡、転貸または質入れすることはできません。

2 正鍵・カードについては借主・代理人以外の使用を禁止します。

(規定の変更等)

第17条 この規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

2020年4月1日現在

以上